

R 2 宮繕 板野支援学校 板・大寺 小学部棟等屋上防水改修他工事

目 次	
	表紙
B-0 1	特記仕様書 1
B-0 2	特記仕様書 2
B-0 3	特記仕様書 3
B-0 4	付近見取り図、配置図、仮設計画図
B-0 5	小学部棟、体育館改修前屋根伏図
B-0 6	小学部棟、体育館改修後屋根伏図
B-0 7	寄宿舎棟 改修前屋根伏図
B-0 8	寄宿舎棟 改修後屋根伏図
B-0 9	各部詳細図 1
B-1 0	各部詳細図 2
B-1 1	各部詳細図 3

課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

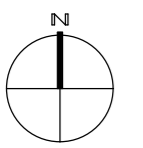
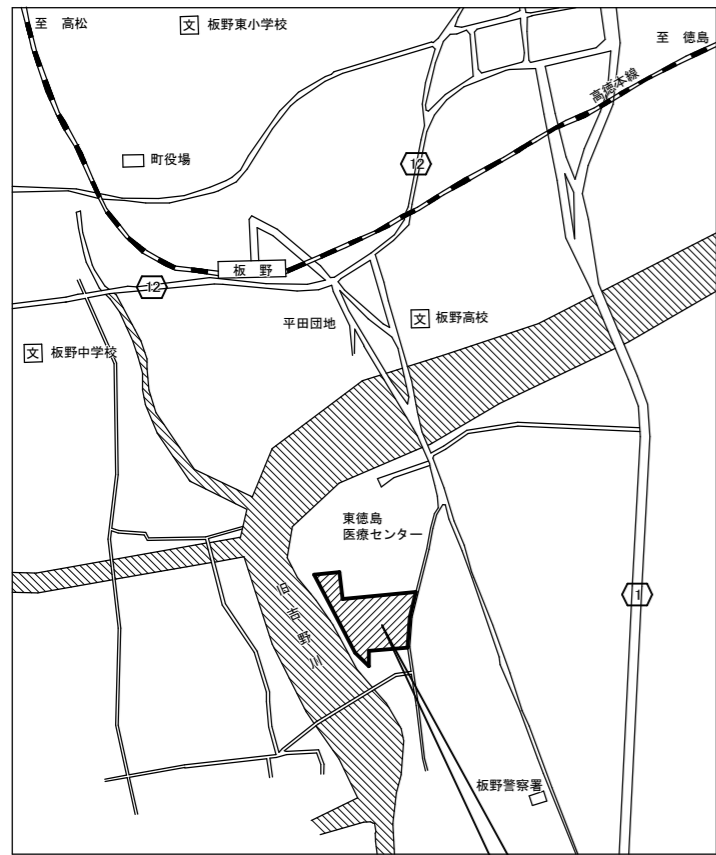
I. 工事概要	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																								
<p>1. 工事名称 R 2 営繕 板野支援学校 板・大寺 小学部棟等屋上防水改修他工事</p> <p>2. 工事場所 板野郡板野町大寺</p> <p>3. 敷地面積</p> <p>4. 工事種目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修他工事 ・構造規模・構造：鉄筋コンクリート構造 2階建て <p>5. 工事区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学部棟、屋内体育館、寄宿舎棟、ポンプ庫の屋上防水改修工事一式 塗装工事一式 <p>6. 工 期</p> <p>工事完成年月日は令和3年3月25日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日</p>	<p>3. 安全衛生管理</p>	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、權仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 <table border="1" data-bbox="1240 1682 1905 1850"> <thead> <tr> <th></th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処分費 (税抜き)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>(株)旭金属 ☆優良認定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目2</td> <td>18.0</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)</td> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>16.9</td> <td>22,700円</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート (無筋)</td> <td>(有)吉野川ポンプ</td> <td>徳島市応神町東東方字北野7-2 徳島市応神町東東方字西中須49-1</td> <td>7.1</td> <td>800円</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>		処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (税抜き)	単位	金属(処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目2	18.0	0	t	廃プラ	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.9	22,700円	t	コンクリート (無筋)	(有)吉野川ポンプ	徳島市応神町東東方字北野7-2 徳島市応神町東東方字西中須49-1	7.1	800円	t		<p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつたては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)</p>
	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (税抜き)	単位																							
金属(処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目2	18.0	0	t																							
廃プラ	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.9	22,700円	t																							
コンクリート (無筋)	(有)吉野川ポンプ	徳島市応神町東東方字北野7-2 徳島市応神町東東方字西中須49-1	7.1	800円	t																							
<p>II. 建築工事仕様書</p> <p>1章 一般共通事項</p>	<p>項 目</p> <p>特 記 事 項</p>																											
<p>1. 適用基準等</p> <p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等 <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事においては、9:00~16:00までの間で行うこと。 ・前面道路は通学路であるため、7時30分から8時30分及び15時から16時30分までの間は工事車両は通行しないこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 2日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・<u>義務付けられていない</u>)。 ・警備員は、延2人(昼2人、夜0人；うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現付図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>	<p>4. 工事現場管理</p>	<p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、權仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 <table border="1" data-bbox="1240 1682 1905 1850"> <thead> <tr> <th></th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処分費 (税抜き)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>(株)旭金属 ☆優良認定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目2</td> <td>18.0</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)</td> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>16.9</td> <td>22,700円</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート (無筋)</td> <td>(有)吉野川ポンプ</td> <td>徳島市応神町東東方字北野7-2 徳島市応神町東東方字西中須49-1</td> <td>7.1</td> <td>800円</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>		処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (税抜き)	単位	金属(処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目2	18.0	0	t	廃プラ	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.9	22,700円	t	コンクリート (無筋)	(有)吉野川ポンプ	徳島市応神町東東方字北野7-2 徳島市応神町東東方字西中須49-1	7.1	800円	t	<p>5. 施工調査</p> <p>6. 材料・製品等</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾届」、「材料使用承諾届」、「木材使用承諾届」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。 	<p>◎図面番号</p> <p>●図面名</p> <p>●縮尺</p> <p>B-01</p>
	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (税抜き)	単位																							
金属(処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目2	18.0	0	t																							
廃プラ	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.9	22,700円	t																							
コンクリート (無筋)	(有)吉野川ポンプ	徳島市応神町東東方字北野7-2 徳島市応神町東東方字西中須49-1	7.1	800円	t																							

	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>		<p>ASA設計一級建築士事務所</p> <p>森 宏 文</p> <p>1級建築士登録 第126287号 TEL・FAX 0884-49-1511</p>	<p>●工事名</p> <p>R 2 営繕 板野支援学校 板・大寺 小学部棟等屋上防水改修他工事</p> <p>●図面名</p> <p>特記仕様書 1</p>	<p>●図面番号</p> <p>B-01</p>
--	--------------------	--	--	---	--------------------------

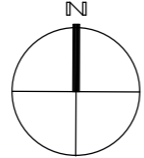
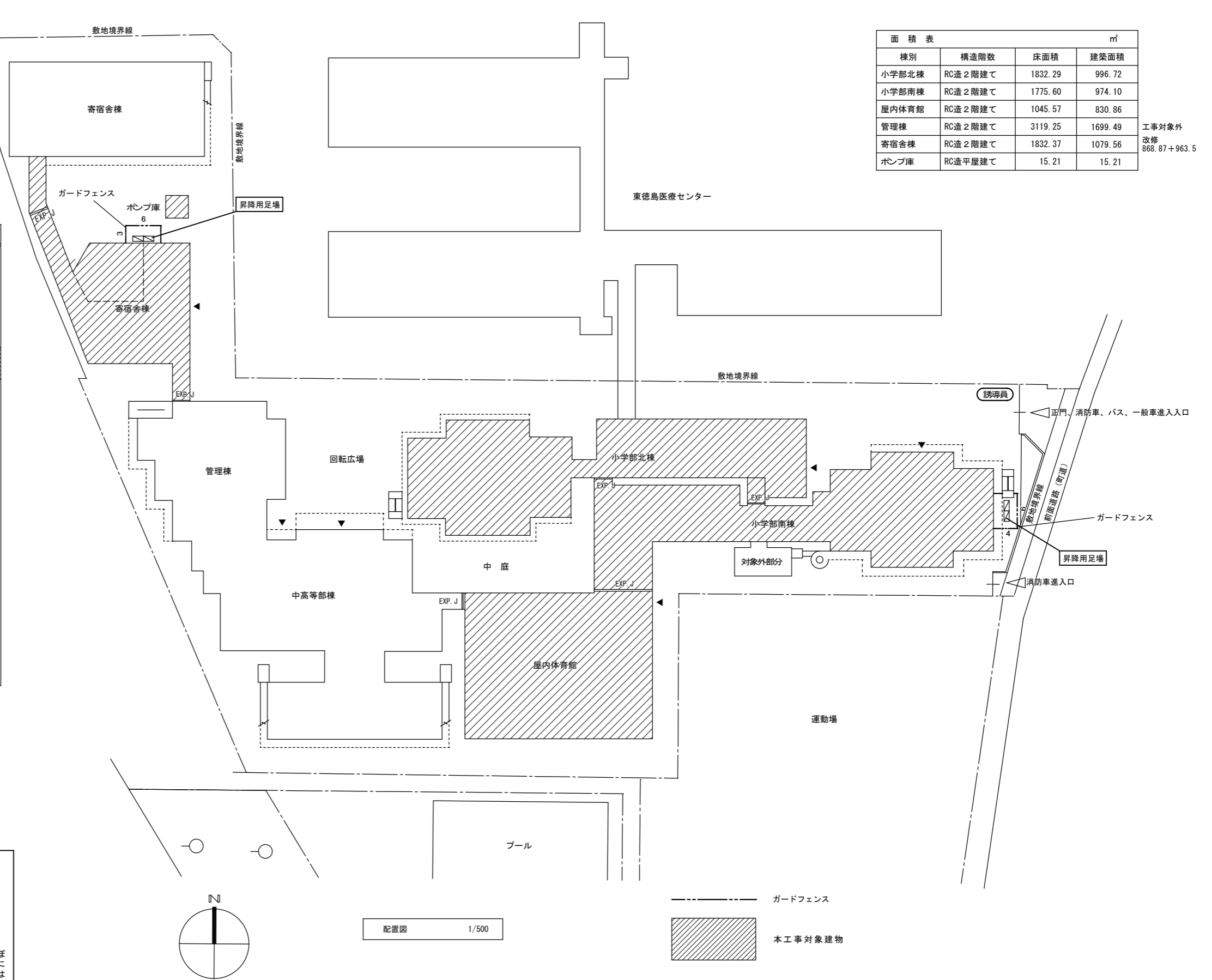
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																				
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>S(SI)-F2</td> <td>S(SI)-M2</td> </tr> <tr> <td>下地処理</td> <td colspan="2">標仕0.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角。出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り</td> </tr> <tr> <td>平場接着法</td> <td>接着剤塗布</td> <td>固定金具</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増</td> <td>立上り部等 出隅入隅部</td> <td>ルーフィングシート 施工後成形役物張付け</td> <td>S-F2と同じ</td> </tr> <tr> <td>ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">重 部</td> <td>平場</td> <td>縦横40mm以上</td> <td>縦横40mm以上</td> </tr> <tr> <td>立上りと平場</td> <td>40mm以上</td> <td>40mm以上</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>接 着 剤</td> <td>熱融着又は溶剤溶着</td> </tr> <tr> <td>接合端部</td> <td>紐状又は液状シール</td> <td>紐状又は液状シール</td> </tr> <tr> <td>立上り・立下り部 の末端部処理</td> <td colspan="2">端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け。末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。</td> </tr> <tr> <td>仕上げ塗料</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎脱気装置の仕様：メーカー仕様による。</p> <p>◎ルーフトレンの材質規格：改修用ドレン</p> <p>◎工 法： 密着 種 別：ウレタン塗膜防水</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <p>◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>仕 上 塗 料</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>L4X</td> <td>X-2</td> <td>図示による</td> <td>非歩行用 (シルバー2回塗り)</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上げ塗材仕上げ等を(行う)・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)、引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>材 質</th> <th>既 存</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>寸 法</th> <th>接 着 試 験</th> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>撤去</td> <td>水切り 押さえ金物まわり等</td> <td>10×10</td> <td>有</td> </tr> </table> <p>◎アルミニウム押し形材は、JIS H 4100によるA6063Sの規格品とする。</p> <p>◎付属部品の材料は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎主な構成部材の種類は(寸法：図示、呼称板厚 2.0mm)とする。</p> <p>◎本体の表面処理は(B-1 種)とする。 付属部品の表面処理は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎既存笠木は撤去(する)・しない)。 下地の補修工法は図示による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0=(36)m/s$ 地表面粗度区分 (I ・ II ・ <u>III</u>)・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表()</p> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による (3 ・ 5 ・ 7 ・ <u>10</u>)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	区分	S(SI)-F2	S(SI)-M2	下地処理	標仕0.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角。出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り		平場接着法	接着剤塗布	固定金具	増	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F2と同じ	ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部			重 部	平場	縦横40mm以上	縦横40mm以上	立上りと平場	40mm以上	40mm以上	接合部	接 着 剤	熱融着又は溶剤溶着	接合端部	紐状又は液状シール	紐状又は液状シール	立上り・立下り部 の末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け。末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。		仕上げ塗料			工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考	L4X	X-2	図示による	非歩行用 (シルバー2回塗り)		記号	材 質	既 存	施 工 箇 所	寸 法	接 着 試 験	MS-2	変成シリコン	撤去	水切り 押さえ金物まわり等	10×10	有	5章 塗装工事	1. 耐候性塗料塗り(DP)	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>種 別</td> <td>下地調整</td> <td>上塗りの等級</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>鉄面</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>1級</td> <td></td> </tr> </table>	区分	種 別	下地調整	上塗りの等級	備 考	鉄面	B種	RB種	1級			
区分	S(SI)-F2	S(SI)-M2																																																																							
下地処理	標仕0.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角。出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り																																																																								
平場接着法	接着剤塗布	固定金具																																																																							
増	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F2と同じ																																																																						
	ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部																																																																								
重 部	平場	縦横40mm以上	縦横40mm以上																																																																						
	立上りと平場	40mm以上	40mm以上																																																																						
	接合部	接 着 剤	熱融着又は溶剤溶着																																																																						
	接合端部	紐状又は液状シール	紐状又は液状シール																																																																						
立上り・立下り部 の末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け。末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。																																																																								
仕上げ塗料																																																																									
工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考																																																																					
L4X	X-2	図示による	非歩行用 (シルバー2回塗り)																																																																						
記号	材 質	既 存	施 工 箇 所	寸 法	接 着 試 験																																																																				
MS-2	変成シリコン	撤去	水切り 押さえ金物まわり等	10×10	有																																																																				
区分	種 別	下地調整	上塗りの等級	備 考																																																																					
鉄面	B種	RB種	1級																																																																						
7. 塗膜防水																																																																									
8. シーリング																																																																									
9. アルミニウム製笠木																																																																									
10. 防水保証																																																																									

面積表			㎡
棟別	構造階数	床面積	建築面積
小学部北棟	RC造2階建て	1832.29	996.72
小学部南棟	RC造2階建て	1775.60	974.10
屋内体育館	RC造2階建て	1045.57	830.86
管理棟	RC造2階建て	3119.25	1699.49
寄宿舎棟	RC造2階建て	1832.37	1079.56
ポンプ庫	RC造平屋建て	15.21	15.21

工事対象外
改修
868.87+963.5



付近見取図



配置図 1/500

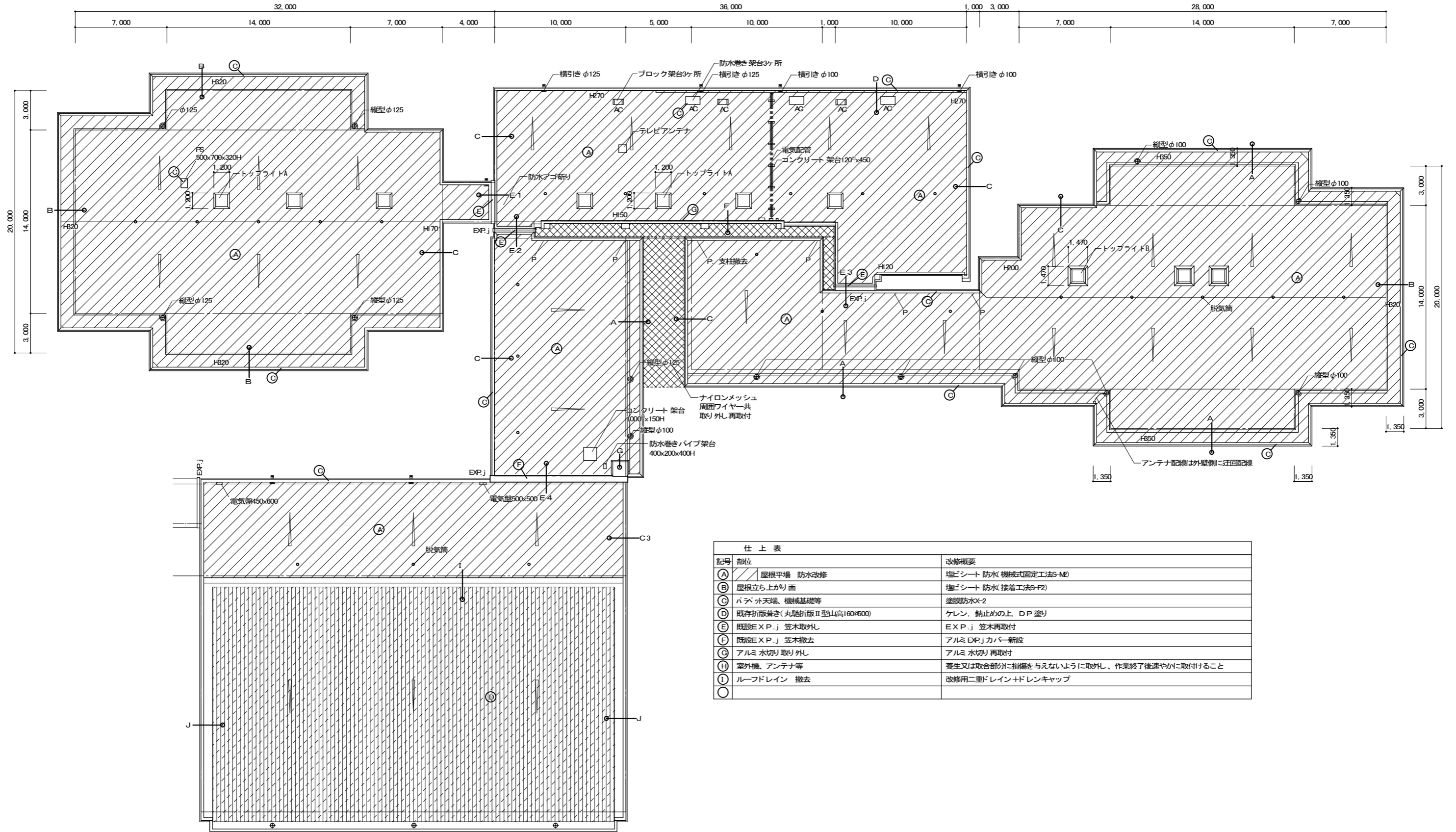
--- ガードフェンス
 [Hatched Box] 本工事対象建物

■支障物件について

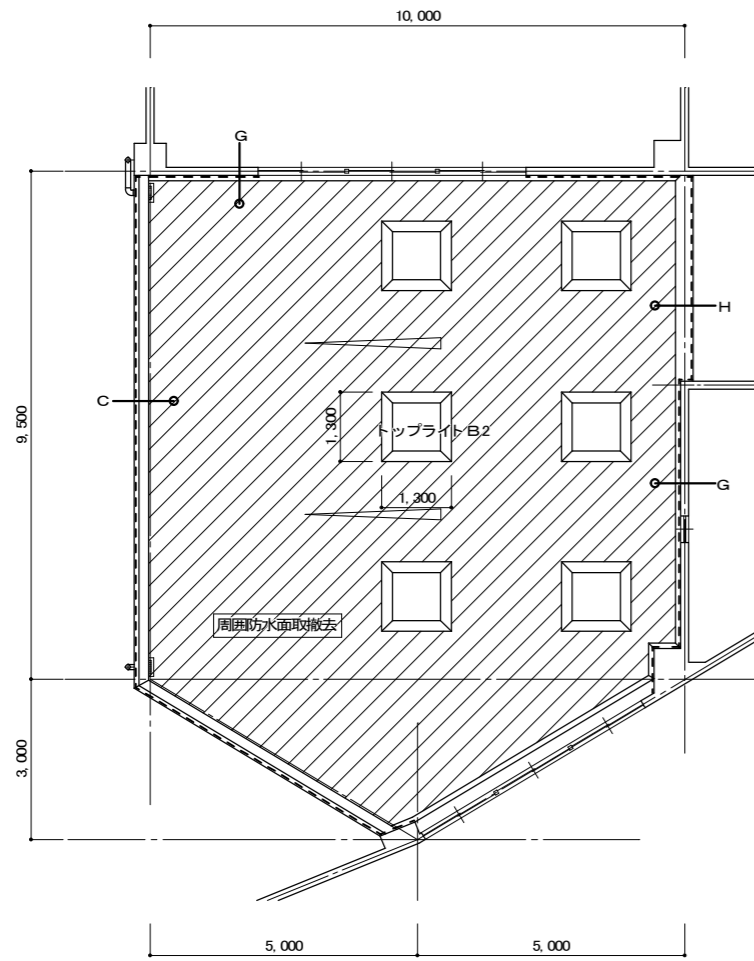
◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

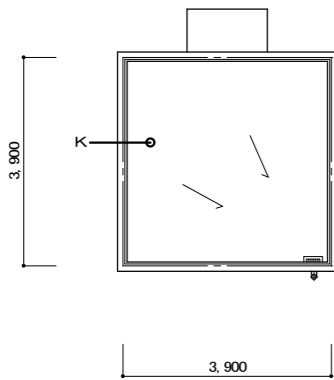
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。



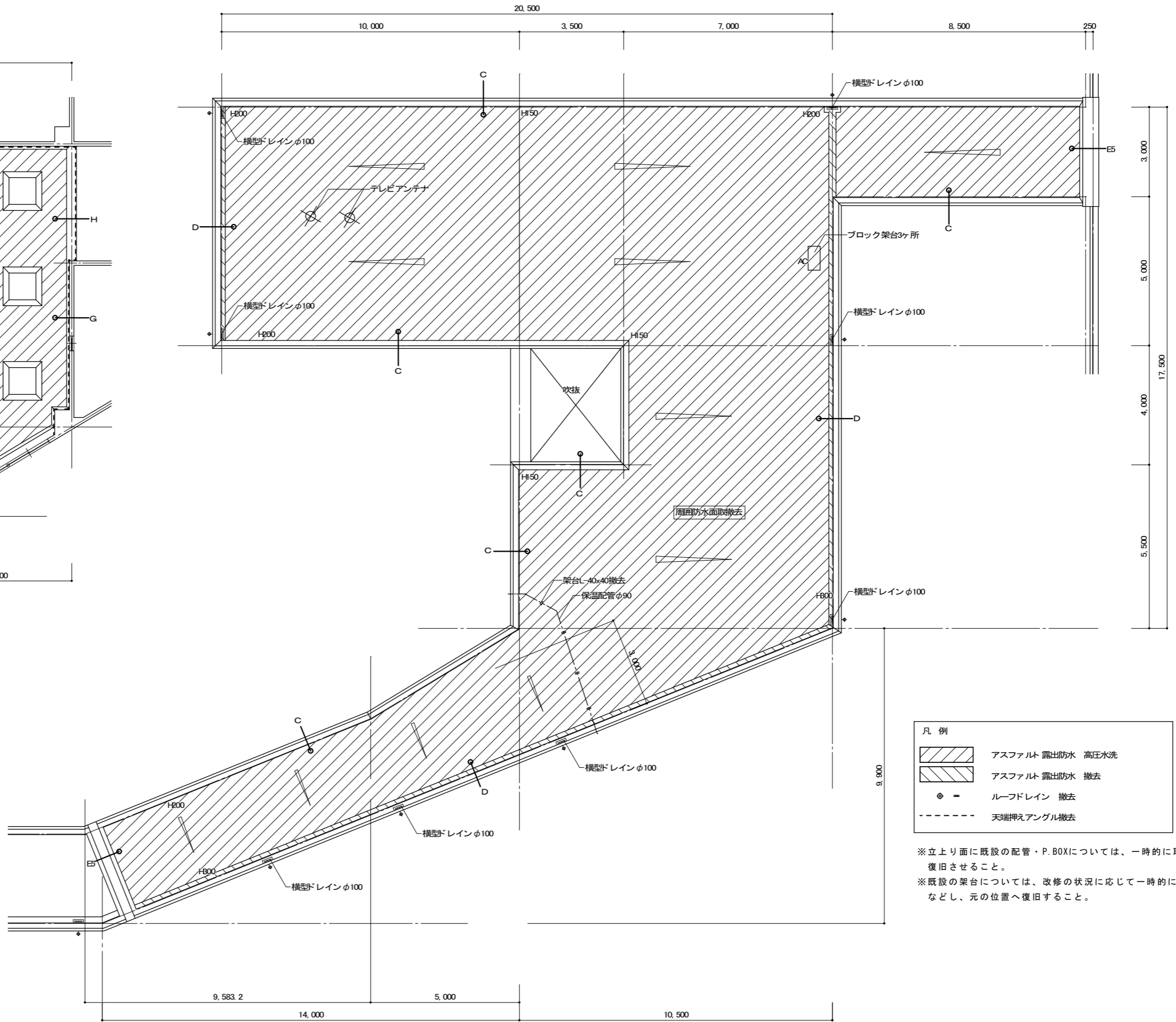
仕上表		
記号	部位	改修概要
(A)	屋根平場 防水改修	塩ビシート 防水 機械式固定工法S-M2
(B)	屋根立ち上がり面	塩ビシート 防水 接着工法S-F2
(C)	パラペット天端、機械基礎等	塗膜防水K-2
(D)	既存折板葺き(丸形折板II型山高160x600)	ケレン、錆止めの上、DP塗り
(E)	既設EXP.j 笠木取外し	EXP.j 笠木再取付
(F)	既設EXP.j 笠木撤去	アルミEXP.jカバー新設
(G)	アルミ水切り取外し	アルミ水切り再取付
(H)	室外機、アンテナ等	養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、作業終了後速やかに取付けること
(I)	ルーフドレイン 撤去	改修用二重ドレイン+ドレンキャップ
(O)		



平屋部分屋根伏図 1/100



ポンプ室屋根伏図 1/100



屋根伏図 1/100

凡例	
	アスファルト 露出防水 高圧水洗
	アスファルト 露出防水 撤去
	ルーフドレイン 撤去
	天端押えアングル撤去

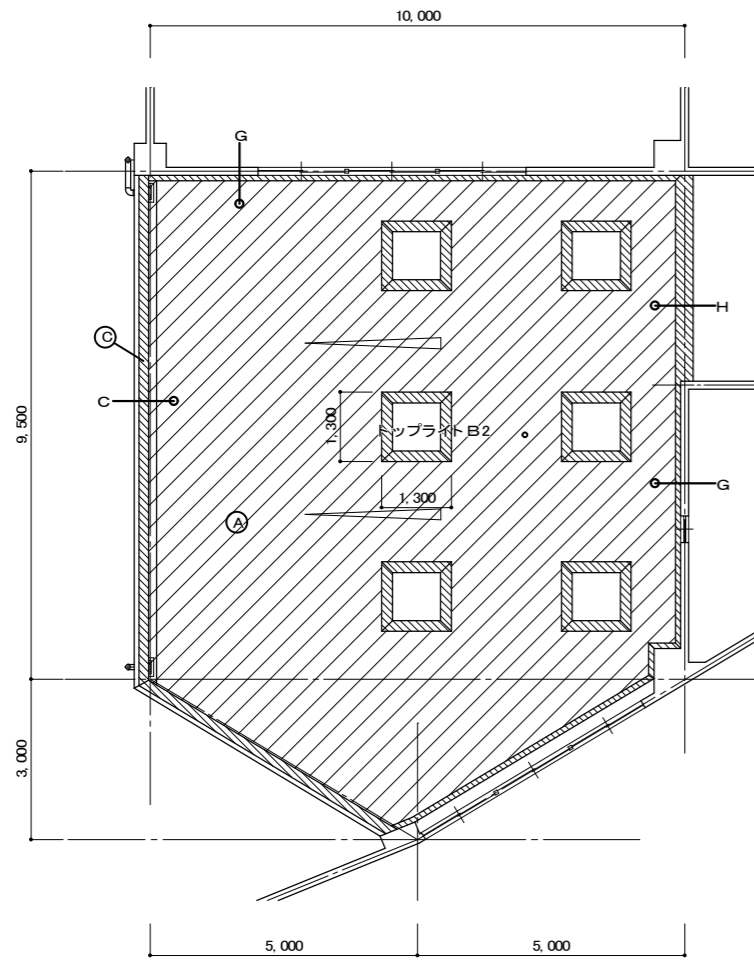
※立上り面に既設の配管・P・BOXについては、一時的に取り外し復旧させること。
 ※既設の架台については、改修の状況に応じて一時的に移動するなどし、元の位置へ復旧すること。

徳島県土整備部営繕課

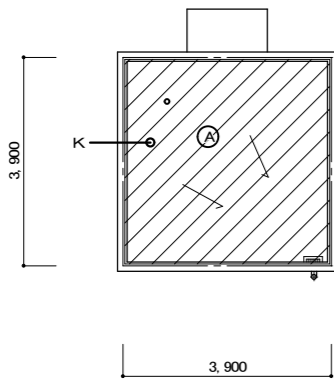
S A 設計一級建築士事務所
 森 宏 文
 1級建築士登録 第126287号
 TEL・FAX 0884-49-1511

●工事名 R2 営繕 板野支援学校 板・大寺 小学部棟等屋上防水改修他工事
 ●図面名 寄宿舎棟 改修前屋根伏図
 ●縮尺 1/100

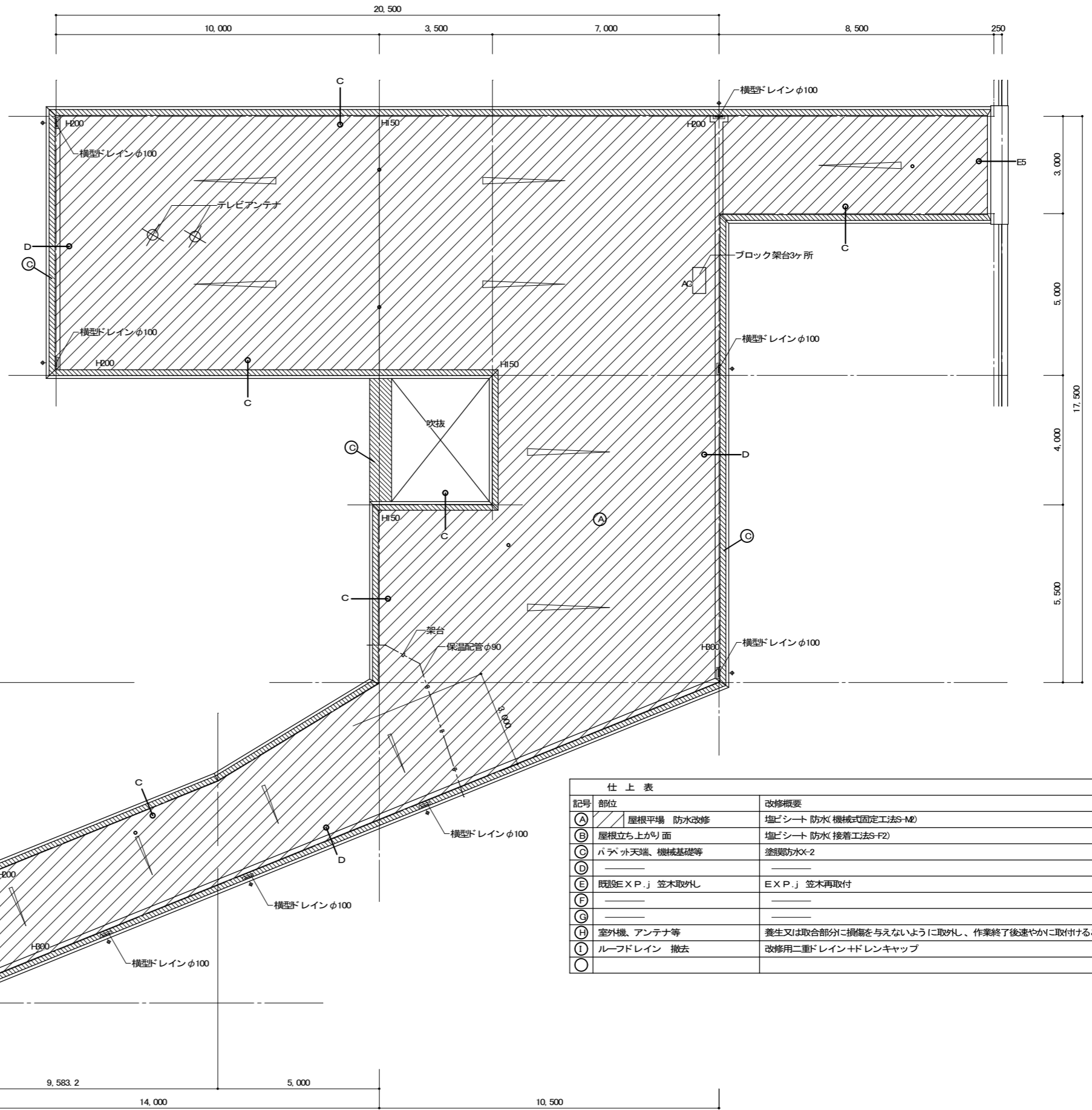
●図面番号 B-07



平屋部分屋根伏図 1/100

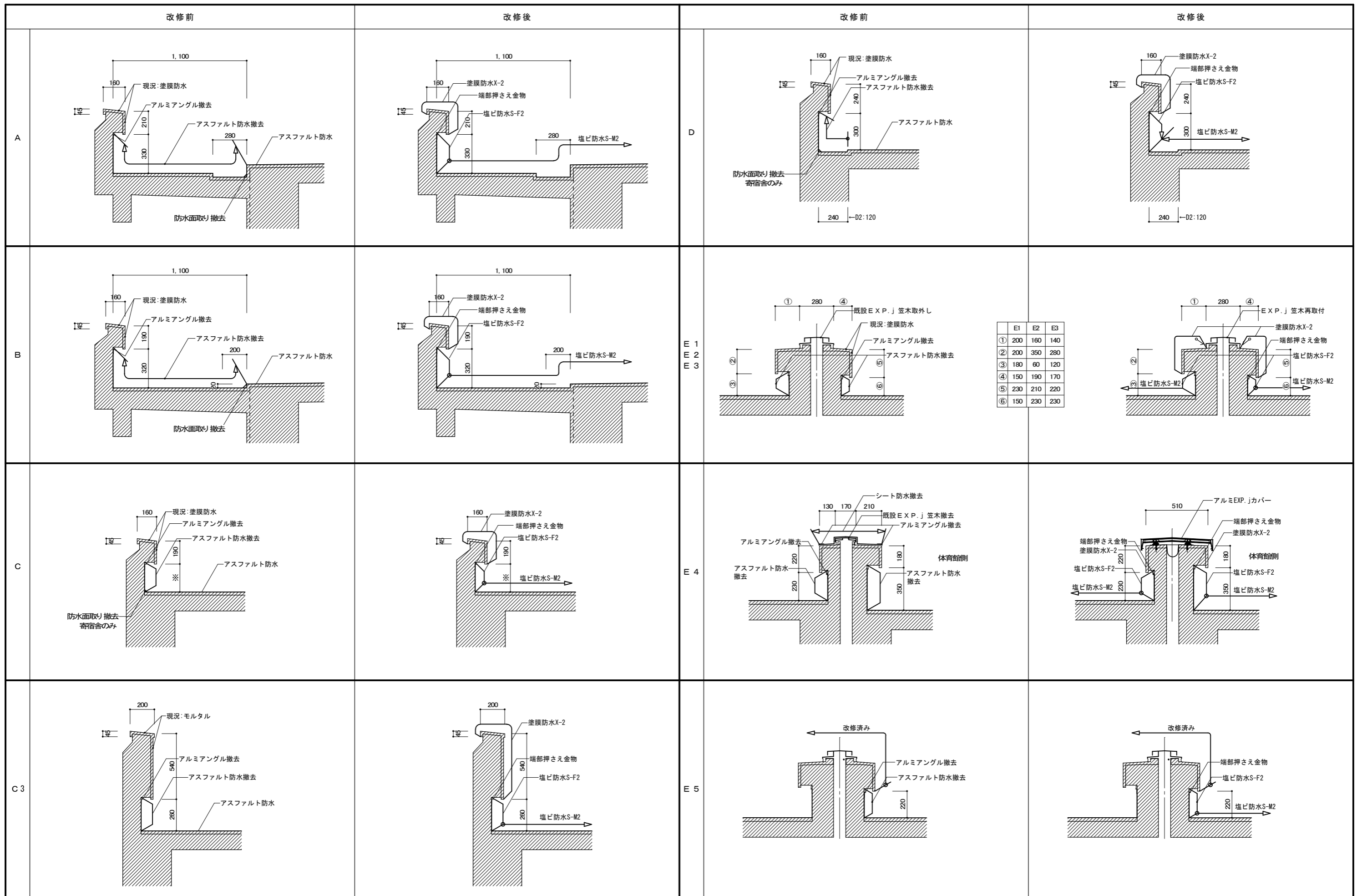


ポンプ室屋根伏図 1/100

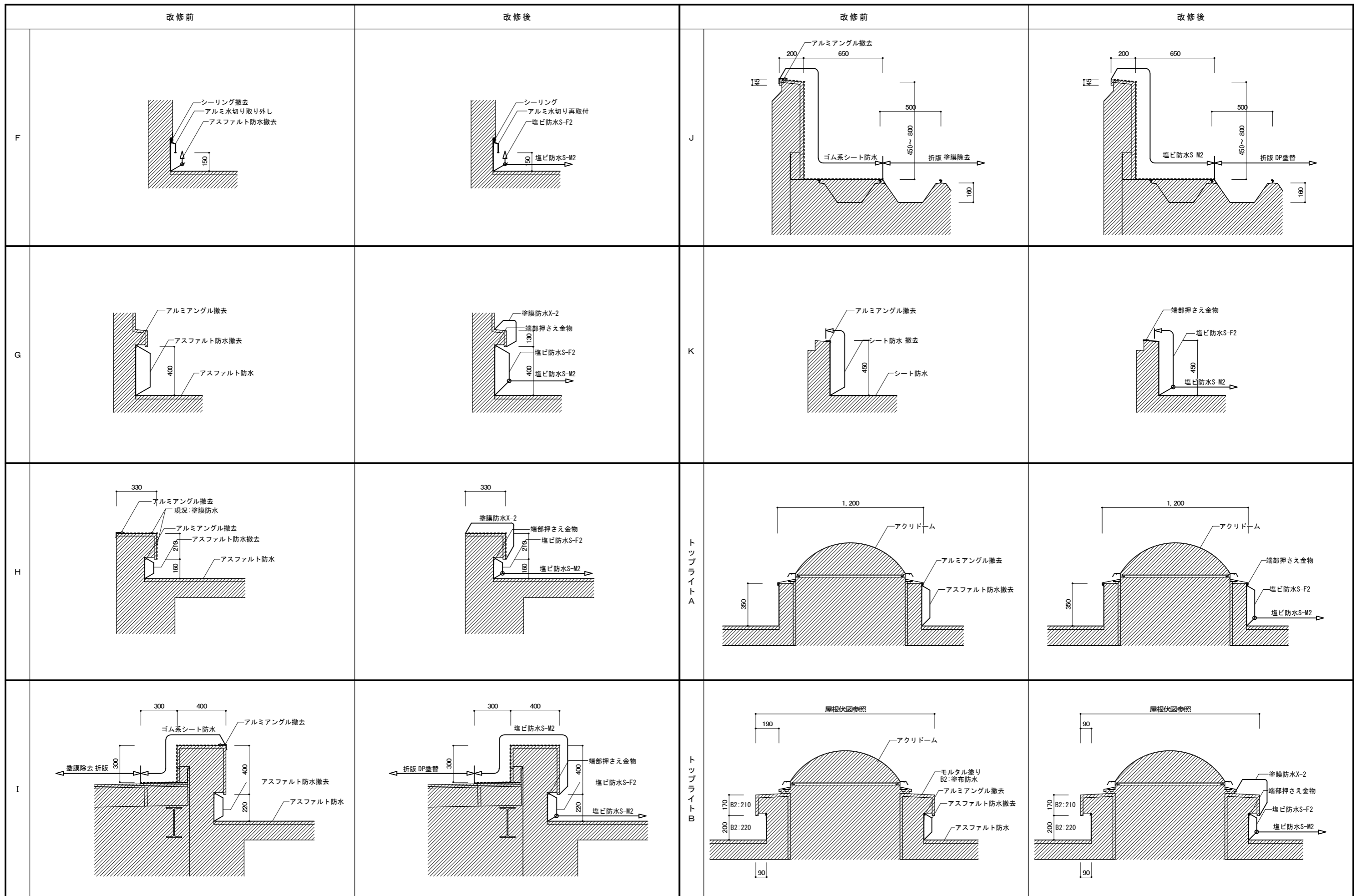


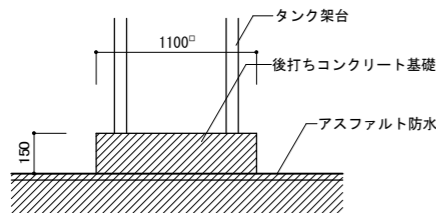
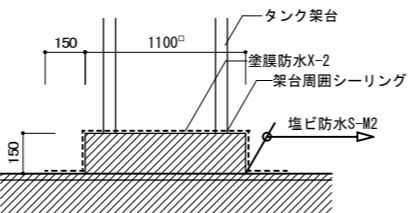
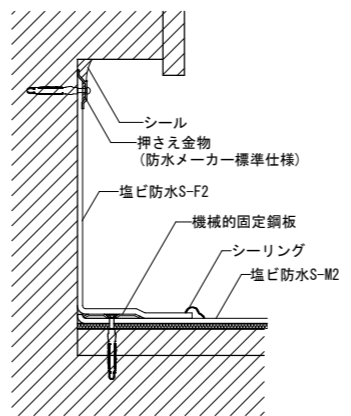
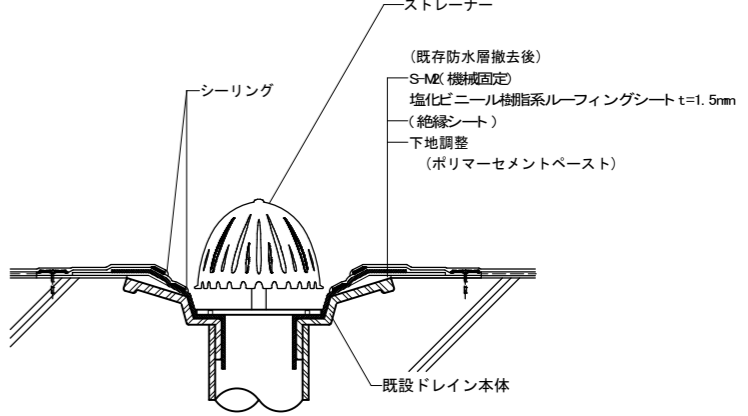
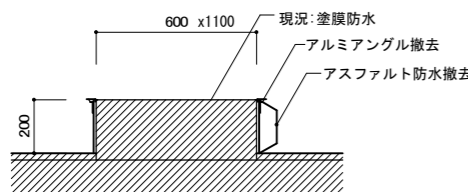
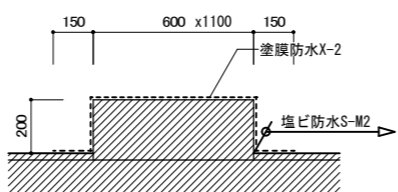
屋根伏図 1/100

仕上表		
記号	部位	改修概要
(A)	屋根平場 防水改修	塩ビシート 防水(機械式固定工法S-M)
(B)	屋根立ち上がり面	塩ビシート 防水(接着工法S-F2)
(C)	パラペット天端、機械基礎等	塗膜防水X-2
(D)		
(E)	既設EXP.j 笠木取外し	EXP.j 笠木再取付
(F)		
(G)		
(H)	室外機、アンテナ等	養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、作業終了後速やかに取付けること
(I)	ルーフドレイン 撤去	改修用二重ドレイン+ドレンキャップ
(O)		



	E1	E2	E3
①	200	160	140
②	200	350	280
③	180	60	120
④	150	190	170
⑤	230	210	220
⑥	150	230	230



<p>改修前</p> 	<p>改修後</p> 	<p>立ち上がり防水取り共通 1/5</p> 	<p>改修用縦型ドレン納まり 1/10</p> 
<p>A C 架台</p> 			
<p>P S</p> 